

葵工業団地地区計画

建築物等の用途の制限*

- 次に掲げる建築物は、建築してはならない。
1. 住宅
 2. 共同住宅、寄宿舎又は下宿
 3. 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
 4. 物品販売業を営む店舗又は飲食店
 5. 図書館、博物館その他これらに類するもの
 6. ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号、以下「政令」という。）第130条の6の2で定める運動施設
 7. マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
 8. 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令第130条の9の2で定めるもの
 9. ホテル又は旅館
 10. キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 11. 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
 12. 学校
 13. 病院
 14. 建築基準法（昭和25年法律第201号、以下「法」という。）別表第2（る）項第1号に掲げる事業を営む工場
 15. 法別表第2（る）項第1号（1）から（3）まで、（11）又は（12）の物品の貯蔵又は処理に供するもので政令第130条の9（数量は、表中準工業地域欄のものとする。）で定めるもの

*岡崎市地区計画の区域内における建築物制限条例に定められています。

地区計画区域内において、一定の行為を行う場合には、工事着手の30日前までに、岡崎市に届出が必要です。

●届出が必要な行為とは

- ・建築物の建築または工作物の建設
- ・土地の区画形質の変更
- ・建築物等の用途の変更

お問い合わせは…

岡崎市 都市政策部 都市計画課
〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地
TEL(0564)23-6260 FAX(0564)23-6514

202503

葵工業団地

あおいこうぎょうだんち

地区計画のしおり

工業団地としての
良好な
環境の保全を
めざして

Aoi Kōgyōdanchi



©okazaki

地区計画 の方針

●地区計画の目標

当地区は、東名高速道路岡崎インターチェンジより東に約4kmの丘陵地に位置しており、民間開発及び愛知県企業庁により工業団地として整備され、輸送用機械・無線通信機械器具製造業、電気機器製造業、各種機械部品製造修理業、自動車部品・附属品製造業、流通業務などの企業が操業しています。

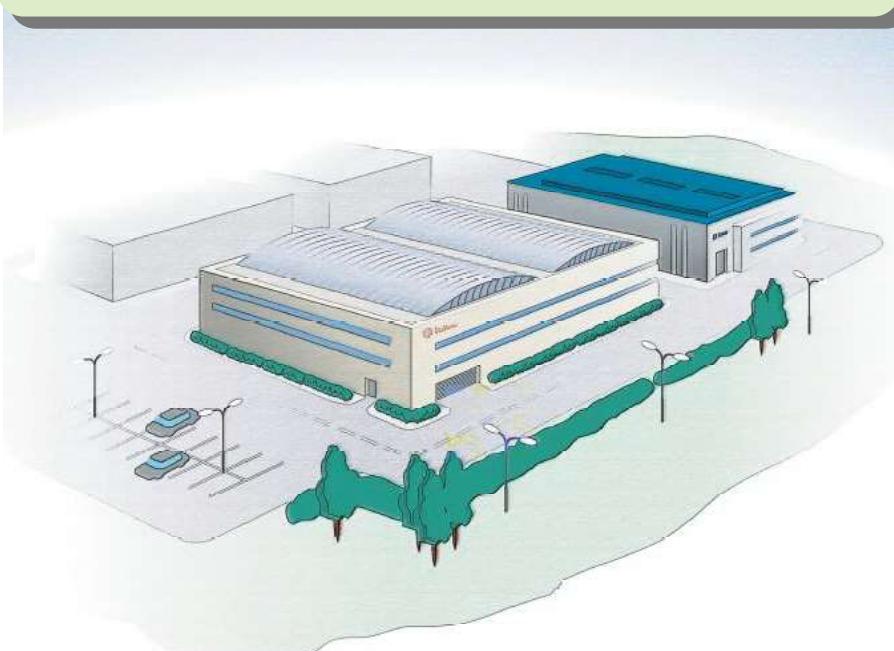
そこで、本計画では、工業団地として良好な環境を保持することを目標としています。

●土地利用の方針

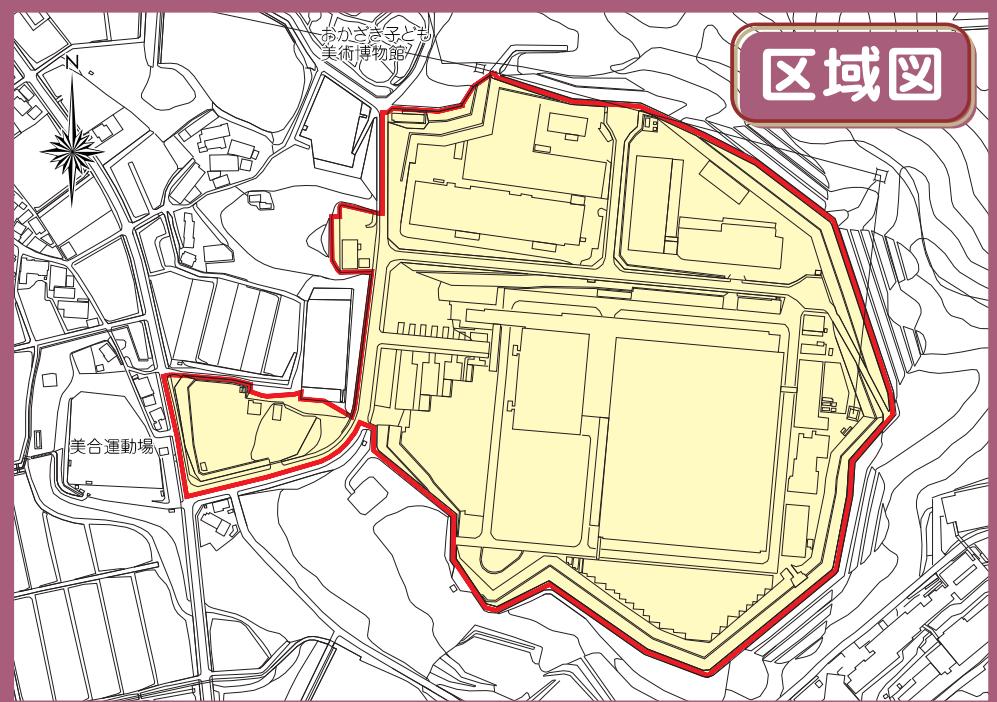
当地区は、生産・流通活動及び周辺に及ぼす影響を考慮し、一般住宅との混在を排除するとともに、工業地として良好な環境の保全を図ります。

●建築物等の整備の方針

良好な工業生産・流通環境を創出し保持するため、建築物等の用途の制限を行います。



区域図



建築物等の用途の制限

(詳細は、裏面を参照してください。)

- 工場は、準工業地域の制限となっています。
- 危険物の貯蔵又は処理に関する制限があります。
- 下記のものは禁止となっています。(工業専用地域の制限)

- 住宅系
- 病院、福祉施設等
- 物品販売業を営む店舗又は飲食店
- 学校、図書館、博物館等
- ボーリング場、スケート場、水泳場等の運動施設
- 場外車券売場等
- ホテル又は旅館
- 風俗営業施設(マージャン屋・パチンコ屋・キャバレー・ナイトクラブ等)
- 劇場、映画館、演芸場又は観覧場